

第5章 重点的取組

第6次の行動計画においては、重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、重点2「子どもの参加を支援する取組」として、計画期間における重点的取組を位置付けます。

これらの取組を推進するにあたっては、それぞれの施策の連携のみならず、多様な主体の間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働・連携できるのかを模索し、より一層の取組を推進します。

重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

<取組の方向性>

重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置及び各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し現場で実践できるようにするための研修の実施による人材育成など、相談支援体制の強化を図ります。また、虐待等の未然防止に向け、支援が必要な児童や家庭の早期把握、早期支援のため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2020)年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実に取り組み、区役所と児童相談所の連携強化等により、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済のための支援を行います。

子どもへの虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた取組として、育ち・学ぶ施設等の職員や親等に対する啓発活動を充実させます。

子どもの安全確保や環境等の調査のため、必要時には確実に児童の一時保護を実施します。また、一時保護中に制限される権利等について年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関との連携を図ります。

いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。

<主な該当施策>

推進施策	計画期間の取組内容
親等による虐待・体罰の防止及び救済等	要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（９） 取組⑯／P.33]
	親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を整備するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（９） 取組⑰／P.33]
	各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（９） 取組⑱／P.33]
育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（１１） 取組㉑／P.35]
	育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（１１） 取組㉒／P.35]
育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（１２） 取組㉓／P.36]
	育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（１２） 取組㉔／P.36]
	学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（１２） 取組㉕／P.36]

重点2 子どもの参加を支援する取組

＜取組の方向性＞

重点2「子どもの参加を支援する取組」の推進に向けては、市政について、子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の取組を充実します。

主な取組として、子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、他都市の子ども会議の視察や、児童心理などに詳しい方を講師にお招きするなど川崎市子ども会議や行政区の子ども会議のサポーター研修を実施し、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。また、子ども委員と子ども会議の活動の根底となる条例の内容を定期的を確認したり、「子どもの権利条約フォーラム」に参加したりするなど、市内だけでなく、全国の様子にも目を向ける機会を設けていきます。さらに、「子ども集会」を開催し「川崎市子ども会議」と行政区・中学校区の「子ども会議」との連携・交流などを図ります。また、「川崎市子ども会議」の活動内容を市長に提言や報告することで子どものやりがいを支援し、その後川崎市の小・中・高全校に周知を図り、幅広く子どもの権利についての意識の醸成に努めるとともに「子ども会議」への参加の促進につなげていきます。

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業を実施し、子どもの社会参加を支援するとともに、参加を通じた達成感や自己肯定感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成します。

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、活動内容に関する意見、要望等、幅広く子どもの意見を聴くため、子どもが中心となって「子ども運営会議」などを開催し、職員や地域の大人はそれを補助することなどにより、子どもの意見を聴くよう努めます。



<主な該当施策>

推進施策	計画期間の取組内容
子どもの参加の促進	子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組③④／P.39]
	地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組③⑤／P.39]
	子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などをホームページ等を通じて提供します。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組③⑥／P.39]
子ども会議の開催と支援	市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組③⑦／P.40]
	川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組③⑧／P.40]
子どもの意見の尊重	育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体を組織し、定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。 [施策の方向Ⅳ 推進施策（22） 取組④②／P.41]